

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（出入国管理及び難民認定法の適用）

〔 令和 2 年 3 月 6 日
閣 議 了 解 〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、中華人民共和国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和 2 年 2 月 26 日閣議了解） 3 に基づき、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、大韓民国の特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道、市、郡若しくは区又はイラン・イスラム共和国の州（以下「特別市等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該特別市等に滞在する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前 14 日以内に当該特別市等における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1 に基づく取扱いについては、3 月 7 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。
- 3 1 の変更については、別途閣議了解を行う。

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する
水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（査
証の制限等）

〔令和2年3月6日〕
閣議了解

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感
染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的
強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、そ
の重要性に鑑み、査証の制限等について閣議了解を行い、政府一体と
なって下記により対応する。

記

- 1 外務大臣は、中華人民共和国又は大韓民国に所在する日本国大使館又は総領事館において3月8日までに発給された一次査証及び数次査証の効力を、当分の間、停止する取扱いを行うこととする。
- 2 外務大臣は、中華人民共和国のうちの香港特別行政区及びマカオ特別行政区並びに大韓民国との間の査証の免除措置の適用を、当分の間、停止する措置を講じることとする。

3 1 及び 2 に基づく取扱いについては、3 月 9 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。

4 1 及び 2 の変更については、別途閣議了解を行う。

水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置

1. 入国拒否対象地域の不断の見直し（法務省）

韓国及びイランに対して包括的な入国禁止措置の適用を可能とし、韓国及びイランのそれぞれの一部地域（注）を追加指定。

（注）韓国：慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡
イラン：コム州、テヘラン州、ギーラーン州

2. 検疫の強化（厚生労働省）

中国（香港及びマカオを含む。以下同様。）及び韓国からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

3. 航空機の到着空港の限定等（国土交通省）

（1）航空機：中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港と関西国際空港に限定するよう要請。

（2）船舶：中国又は韓国からの旅客運送を停止するよう要請。

4. 査証の制限等（外務省）

（1）中国及び韓国に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力を停止。

（2）香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置を停止。

5. 水際対策に関する日中韓を始めとする国際協力の強化

上記1. の措置は、3月7日午前0時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記2. ～4. の措置は、3月9日午前0時から3月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上